

令和8年度

山口県の施策・予算に関する要望書

令和7年10月29日

山口県中小企業団体中央会

目 次

1 収益を確保し持続的に賃上げできる環境整備の強化	 1
(1) 最低賃金の大幅な引き上げに対する支援	
(2) 業績の改善・向上、経営の効率化等に向けた支援の強化	
(3) 価格転嫁・取引適正化推進に向けた対策の強化	
2 経済社会の変化に対応し持続的に発展するための支援の拡充強化	 2
(1) 苦境に立つ地域を支える業界・企業等への支援	
(2) DX・デジタル化等による新たな成長・持続的発展に向けた取組への支援	
(3) 中小企業等の脱炭素化・GX の促進に向けた支援	
(4) 中小企業等の危機管理対策強化に向けた取組への支援	
3 労働力減少下における人材確保・育成、事業承継対策の強力な推進	 3
(1) 中小企業等の実態を踏まえた人材確保・育成対策の拡充強化	
(2) 外国人材の活用と選ばれる県となるための取組の強化	
(3) 技術・技能者不足が深刻化する業界の人材確保対策の拡充強化	
(4) 働き方改革に伴う課題に直面する業界への支援	
(5) 担い手不足の中小企業等の経営持続・事業承継に対する支援	
4 官公需対策の強力な推進	 5
(1) 地域中小企業等への受注機会・受注額の確保	
(2) コスト上昇に対する適切な対応	
(3) 公共工事の適切な執行	
(4) 特定課題を抱える業界への支援	
① 道路・港湾関連施設の整備促進	
② 学校水泳授業の民間委託	
③ 青海島岩カキの種子確保	
5 地域の課題解決・活性化に取り組む事業者の支援の拡充強化	 6
(1) 地域の活性化・まちづくりに取り組む組合等への支援	
(2) 地域の安心・賑わいを担う商店街に対する支援	
(3) 企業組合に対する支援の拡充	
(4) 特定地域づくり事業協同組合の設立及び運営支援	
6 中小企業組合等連携組織の活用と支援の拡充強化	 8
(1) 事業環境の変化への対応を後押しするための組合等連携組織への支援	
(2) 中小企業団体中央会の指導体制・支援機能の拡充強化	

1 収益を確保し持続的に賃上げできる環境整備の強化

(1) 最低賃金の大幅な引き上げに対する支援

《新規》**重点**

県内中小・小規模事業者においては、エネルギー・原材料価格等の高騰や人件費の上昇に対する価格転嫁が十分に進まず収益確保が難しい中、山口県における最低賃金額が、10月16日から6.5%、64円の過去最大の引き上げが行われた。

物価高に対応した最低賃金の引き上げの必要性については理解するものの、最低賃金法に定める「賃金支払能力」が考慮されず、収益確保に苦しむ多くの中小・小規模事業者にとって、非常に厳しいものとなった。

今後も「2020年代に全国平均1500円」を目標とする政府方針の下、更なる大幅な引き上げが想定され、企業経営に多大な影響を及ぼすことが危惧される。

については、最低賃金の大幅な引き上げに苦慮する中小・小規模事業者を対象に、支払い原資の確保に向けた支援を実施していただきたい。

(2) 業績の改善・向上、経営の効率化等に向けた支援の強化《継続・一部新規》**重点**

2025年春闘での賃上げ率は本県においても高水準を記録したものの、全従業員の8割が働く中小・小規模事業者にあつては、本年7月の中央会の調査では、「今年1月以降に引き上げた又は今後引き上げる予定」の事業所は7割に止まっており、また、引上げたとする事業者にあつても、物価高、人手不足に対応するための業績の改善・向上を伴わない、「防衛的賃上げ」となっている。

今後、中小・小規模事業者が継続して賃上げを行うためには、業績の改善・向上や経営の効率化により収益を確保し、持続的な賃上げが可能となる環境づくりの推進が必要である。

については、事業者からの申請・応募が多かった「賃上げ環境整備応援奨励金」や「中小企業原油価格・物価高騰等対策支援事業補助金」等の再度の措置や、省力化・省エネ、作業環境改善、業務効率化等の取組について、申請方法等が簡素で、補助率の高い補助金等、所要原資の乏しい中小・小規模事業者が活用しやすい支援を強化していただきたい。

(3) 価格転嫁・取引適正化推進に向けた対策の強化

《新規》**重点**

エネルギー・原材料価格、物価高騰や人材不足への対応に迫られての賃上げによる固定費上昇は、製造原価や仕入価格を上昇させるも、立場の弱い中小の下請け企業や消費者の反応を危惧する事業者は、十分な価格転嫁ができず、企業収益を圧迫している。

価格転嫁の推進・取引の適正化については、国において、労務費の価格転嫁の指針作成や下請関係法令の改正などが行われているが、県内中小企業においては、依然としてコスト上昇分を適切に価格転嫁することが難しい状況が続いている。

については、県においても、業界に対する啓発・取組への支援や、不適当事案に対する通報窓口の設置、消費者の理解促進など、中小・小規模事業者の価格転嫁が進むような環境整備の取組を実施していただきたい。

2 経済社会の変化に対応し持続的に発展するための支援の拡充強化

(1) 苦境に立つ地域を支える業界・企業等への支援

《新規》**重点**

地域の人口減少や、コロナ禍を契機とした消費者の価値観や生活様式が変化している中、県内の中小・小規模事業者は、地域の重要な担い手の受け皿であり、また、地域経済を支え、住民の日常生活において必要な業種でありながら、需要の減少や担い手不足により事業の存続に不安を感じている事業者が多い。

こうした業界・事業者が、住民生活に支障を来たさないよう事業を継続していくためには、地域における役割を行政と共有し、自社の強み・弱みを把握した上で、事業環境変化に対応した新たな取組やビジネスモデルの再構築、場合によっては業界の再編が不可欠である。

ついては、地域や業界の現状を踏まえ、住民生活を維持していく視点に立って、業界の将来を見据えた調査・研究、ビジョンの作成・実現に向けた取組を強力に支援していただきたい。

(2) DX・デジタル化等による新たな成長・持続的発展に向けた取組への支援

《継続・一部新規》**重点**

県内中小・小規模事業者にあつては、深刻な人手不足や、エネルギー・原材料価格の高騰、円安、気候変動、災害の増加など、激変する事業環境への対応が求められている。

こうした状況下、中小・小規模事業者が新たな成長や業態変革、新事業展開を図り、持続的に発展していくためには、業務の効率化、生産性の向上、高付加価値化等の取組が必要不可欠であるが、負担感や人材不足等によって取組が遅れている状況も否めない。

こうした対策・支援は国においても実施されているところであるが、支援要件や手続き等に課題もあり、県においても、より使い勝手の良い効果的な支援策を講じていただきたい。

特に、デジタル社会への移行が進む中、中小・小規模事業者においても、競争力維持・強化や行政手続きのオンライン化への対応のためにもデジタル化は避けて通れない課題であるが、費用負担や人材不足、具体的イメージがわからないなどの理由により、DX・デジタル化の取組は進んでいない。

このため、中小・小規模事業者が、資金やノウハウの有無にかかわらず、AIの活用やDX化のシステム・設備の導入が進むよう、具体的な課題の把握から、専門人材育成の後押しや課題解決に必要なハード、ソフト導入経費に対する支援の拡充を行うなど、一貫した支援をきめ細かく拡充・強化していただきたい。

(3) 中小企業等の脱炭素化・GXの促進に向けた支援

《継続》

脱炭素化については、県では、一昨年度から、中小企業に対する支援体制の構築・普及啓発・実践モデル企業の創設を目指した事業に取り組み、中央会も一部事業を受託し、事業者や支援機関向けセミナーやCO₂排出量算定・脱炭素化コンサルティング支援を行っており、その成果も現れてきているところであるが、多くの県内中小企業等にあつては、未だ脱炭素経営への取組は進んでいない。

今後、大企業との取引を継続又は新たに開始するには、自社及び自社のサプライチェーンを含めたCO₂排出量の把握と削減が一層求められることとなり、県内においても、中小・小規模事業者の脱炭素化・GXを進めていかなければならない。

については、具体的に取り組む事業者に対する優遇措置を拡充するとともに業界としての取組が脱炭素化への意欲を広く波及し有効であることから、中小企業組合等連携組織等による共同の取組に対する助成を行うなど、推進力を高める支援策を拡充強化していただきたい。

(4) 中小企業等の危機管理対策強化に向けた取組への支援 《継続・一部新規》

近年、頻発する大規模な自然災害により、生産設備や商業施設等が壊滅的な被害を受け、事業の存続が危ぶまれ、地域の経済活動と雇用に深刻な影響を与えている。

県内においても、本年8月に大雨災害が発生するなど、いっどこで災害が発生してもおかしくない状況にあり、中小・小規模事業者にとっても、被害を最小限に抑え、早期の復旧・事業再開を実現するための準備を進めることは喫緊の課題となっているが、昨中央会が実施した調査では、BCP 策定済事業者の割合は3割程度と進んでいない。

中央会においても、県の支援の下、BCP・事業継続力強化計画の策定の必要性やメリットを周知するセミナーの開催などに取り組んでいるが、BCP 策定を強力に進めるためには、中小・小規模事業者に実効性のある BCP 策定の必要性やメリットを実感してもらう必要がある。

については、山口県独自の BCP 認定制度を設け、認定企業にメリットを付与するなどの BCP 策定・推進を実感できる具体的な支援策をさらに拡充・強化していただきたい。

3 労働力減少下における人材確保・育成、事業承継対策の強力な推進

(1) 中小企業等の実態を踏まえた人材確保・育成対策の拡充強化

《継続・一部新規》 **重点**

人口減少と急速な高齢化、若者の県外流出等による従業員の高齢化や若年者の確保難による人手不足は、県内中小企業等において深刻化しており、人手不足による営業時間の短縮や受注断念に至るケースがあるなど、事業の存続に関わる大きな経営課題となっている。

中小企業等が人材を確保し、育成するためには、選ばれ信頼される企業となるための労働環境の改善や積極的な採用活動が必要となるが、中小企業等は、財源・人材や採用活動を行うノウハウが乏しく、人材確保・育成の取組が十分にできていない。

このため、中小企業等の実態を踏まえ、賃上げやキャリアアップを含めた労働条件・職場環境の改善や人材開発、情報発信、採用活動への支援を強力に推進していただきたい。

特に若者の県内就職・定住促進のため、高校生・大学生及びその保護者の県内就職意識醸成のための情報提供や、県外に在住している求職者・移住希望者に対する UJI ターン就職等の支援をさらに充実していただきたい。

また、人材の確保・定着のためには、女性や高齢者の就業に繋がる環境整備や、仕事と子育てが両立できる職場づくりが重要であることから、各支援策の拡充を行うとともに、学童保育の早朝実施などの市町が行う取組に対しても、支援を講じていただきたい。

(2) 外国人材の活用と選ばれる県となるための取組の強化 《継続・一部新規》 **重点**

人材不足が深刻化する中、県内においても、外国人技能実習制度等による外国人労働者は増加傾向であり、そのほとんどは中小企業で雇用されている。今後も、中小企業にとって、事業継続のためには外国人労働者を雇用していく必要がある。

こうした中、県においては、今年度、「外国人材確保定着強化協議会」を創設し、産官学金一体となって外国人材の確保・定着を支援する体制を整えられ、中央会が運営事業を受託し各種事業を展開しているところであり、引き続きの支援と事業の拡充を期待している。

特に、外国人材の確保・定着に係る経費補助については、既に外国人材を雇用している企業等も補助対象として広げるとともに、住居借り上げ、家賃補助や住居環境整備等への支援や日本語教育施設・機会の拡充をお願いしたい。

また、令和9年から、現在の外国人技能実習制度に代わり、人手不足分野における人材の確保・育成を目的とした「育成就労制度」が始まることに伴い、技能検定(評価)を県内で実施できるよう、検定員や検定場所の確保など、円滑な導入に配慮いただきたい。

外国人材確保については、全国的に取り組まれている中であって、本県が、外国人労働者にとって魅力ある働き先として選択されるよう、受入れ体制・生活環境の整備や文化・社会に対する理解の増進等、外国人材に安全・安心な住・職場環境を提供できる施策をさらに充実強化されるとともに、送り出し側の国との交流・連携を拡大・推進していただきたい。

(3) 技術・技能者不足が深刻化する業界の人材確保対策の拡充強化

《継続・一部新規》 **重点**

建設業や製造業等のものづくり企業の強みは、熟練した技術・技能にあるが、技術・技能者を養成するには多くの時間と費用を要する。しかし、中小企業等においては、若い人材が確保できないといった状況が常態化しており、ものづくり技術の承継ができず技術力の低下が懸念されている。また、技術・技能者の不足により、受注できないケースもあり、事業の継続にも支障を来すことが懸念されている。

ものづくり企業の技術・技能者の養成については、国の公共職業訓練校や県の高等産業技術学校等で行われているが、これらの機関が一体となって業界のニーズを捉えた技術・技能者を養成することや、若手技術者等の入職の母体となる工業系学科の高校の維持・拡充に強く取り組んでいただきたい。

また、技能検定試験の受験者増加や技術・技能者等の資格取得及び教育訓練に対する助成等の支援の拡充・オンラインメニューの充実を図るとともに、技能フェア・現場見学会の開催や年少期からのものづくり体験、ものづくりマイスターの学校・企業との交流促進などの、技術・技能の必要性や魅力を発信するための取組を強化していただきたい。

(4) 働き方改革に伴う課題に直面する業界への支援

《継続・一部新規》

働き方改革にあって長時間労働の是正は重要な課題であるが、所定外労働時間に制限がある中で、収入の増加や自己実現等のために「より働きたい」と考える労働者も存在している。人手不足が深刻化する中、働き方改革の推進にあっては、そのような労働者の主体的で柔軟な働き方も尊重し支援していただきたい。

また、運輸業においては、労働時間の規制等によりトラック・タクシードライバーの収入が減少し人材確保が困難な状況にあり、物流や地域交通の確保に支障が生じていることから、運輸業における担い手の確保・定着や物流・配車システムの効率化等に対し、現場ニーズに合った補助等による支援をしていただきたい。

さらに、建設業においては、働き方改革として労働者の週休2日制のさらなる普及が求められている中、下請事業者や電気・内装工事等工期の終盤の施工となる業種については、週休2日制を確保できないケースがあり、また、民間工事にあつては週休2日制を考慮されないケースも多い。県発注工事における下請事業者等の週休2日制確保を徹底するとともに、民間発注の工事へも周知・指導を図っていただきたい。

(5) 担い手不足の中小企業等の経営持続・事業承継に対する支援 《継続・一部新規》

経営者の高齢化が進む中、中小企業・小規模事業者の中には、後継者確保が困難なことから、経営資源の喪失につながる廃業を選ばざるを得ない事業者が出てきており、存続に危機感を感じている業界もあるなど、地域経済への影響が強く懸念されている。

事業承継を課題として認識するも先送りしているケースも多く、相談を待つ体制から、個々の事業者へ積極的な働きかけを行う体制への転換が必要となる。

このため、経営者や想定されるあらゆる後継者に対し、事業承継意識の集中的な啓発、手順や事例等の情報提供をするとともに、事業承継計画の策定等に対する専門家派遣による無料相談事業の拡大、M&Aへの助成など、更なる支援の充実を図っていただきたい。

また、県内の支援機関によるネットワーク・連携を強化するとともに、それぞれの役割を明確化し、入口となる相談先や、相談後の事業承継実現に向けたロードマップ等をわかりやすく中小・小規模事業者に示し、地域に根差した事業承継スキームを構築していただきたい。

4 官公需対策の強力な推進

(1) 地域中小企業等への受注機会・受注額の確保 《継続・一部新規》

官公需の受注は、中小企業・小規模事業者の健全な利益確保のほか、技術力・信用力及び経営基盤の強化や、さらに地域社会の一員として雇用の創出等にもつながっていることから、中小企業・小規模事業者向けの官公需予算を安定的・継続的に確保していただきたい。

また、自然災害の多発を踏まえ、防災・減災予算を拡充し、災害協定等を締結している官公需適格組合への優先発注を行うなど、随意契約の拡大により官公需適格組合への一層の受注機会の確保を図るとともに、建築工事も含め分離・分割発注の推進や事業規模・内容に応じた入札参加資格の設定、優先的な落札など、より多くの地域中小・小規模事業者の受注機会の確保に努めていただきたい。

加えて、公共工事等におけるコンクリート製品等の資材・製品や、学校給食の食材等の調達に当たっては、可能な限り県内企業の生産したものを使用するとともに、誘致・立地企業等に対しても、ふるさと産業の振興の観点から県産材の活用を要請していただきたい。

(2) コスト上昇に対する適切な対応 《新規》 **重点**

原材料・エネルギー価格の高騰が続く中、発注に当たっては、受注者が適正な収益を確保できるよう、市況の変動が激しい燃料、原材料価格については、調査機関の設計価格の設定期間を短縮し、予定価格に適確かつ速やかに反映するとともに、併せて技術・技能者の人材確保のための賃上げによる人件費や、輸送費、熱中症対策費の上昇分も適切に予定価格に反映していただきたい。

また、受注後に原材料等の価格が高騰した場合に、スライド条項を適用するための手続きを簡素化し活用を促進していただきたい。

さらに、人件費比率が高い役務提供、物品等購入の入札に際しては、コストを無視した低価格での落札が行われないよう、対応可能な適正事業者の選定や最低制限価格制度や低入札価格調査制度を適切に運用し、適正価格での受注を促進していただきたい。

(3) 公共工事の適切な執行

《継続・一部新規》

公共工事の発注については年度末近くに集中することが多く、中小・小規模事業者の現場では、深刻な人手不足と相まって長時間労働となる場合がある。また、熱中症対策が厳しくなったことにより工事の進捗に影響が出ている。

については、発注に当たっては、年間を通して平準化に努めるとともに、中小・小規模事業者の現場の実態を考慮した、適切かつ柔軟な工期の設定をお願いしたい。

(4) 特定課題を抱える業界への支援

① 道路・港湾関連施設の整備促進

《継続》

・小野田港に大型船が入港可能となるよう継続した浚渫工事・バースの維持管理の推進
(小野田港湾運送事業協同組合)

・山口・宇部・小野田連絡道路の全線開通に向けた事業の早期着手

(宇部市土木建設協同組合)

・山陰道俵山・豊田道路の事業の早期促進 (山口県北西部生コンクリート協同組合)

② 学校水泳授業の民間委託

《継続》

学校プールの維持管理経費や教員の負担等の観点から、また、年間を通じて児童生徒に不可欠な安全教育を展開するために、県及び市町の学校水泳授業の民間水泳施設への委託を促進していただきたい。

(山口県スイミング事業協同組合)

③ 青海島岩カキの種子確保

《継続・一部新規》

地域の観光資源ともなっている「青海島岩カキ」の安定的な生産と拡大のため、岩カキ種子の確保を支援していただきたい。
(青海島岩カキ企業組合)

5 地域の課題解決・活性化に取り組む事業者支援の拡充強化

(1) 地域の活性化・まちづくりに取り組む組合等への支援

《新規》

地域の事業者は、様々な地域課題を共有し、地域の魅力向上やまちづくりの役割を担っているが、人口減少、顧客流出、ネット通販の普及に加え、最近の物価高による消費の落ち込みにより厳しい業況が続いており、地域での消費促進を図ることが急務となっている。

については、事業者等が連携して業界や地域を盛り上げるイベントが開催できる「小規模事業者応援キャンペーン事業」の補助・間接補助事業者の対象を拡充の上、引き続き実施することや、地域を牽引するブランド商品の開発を関係企業や団体等で連携して行うことで、消費が促進され地域の活性化につながることから、こうした取組に対する支援を拡充していただきたい。

また、デスティネーションキャンペーンに呼応した取組の拡大やインバウンド需要の確保など、一層の消費喚起と地域・業界が一体となった取組への支援を図っていただきたい。

地域の商業者にとって、キャッシュレス決済システムの普及は重要な課題であるが、キャッシュレス化に伴う高額な決済の手数料が経営上大きな課題となっていることから、県としても、手数料の引き下げを国に働きかけることや手数料の補助等の支援を検討していただきたい。

(2) 地域の安心・賑わいを担う商店街に対する支援

《継続》

地域の商店街は、地域住民の身近な存在として地域の安心、コミュニティ・生活基盤や賑わいを支えているが、従来からの後継者不足や顧客の流出等により、その機能が果たしきれなくなっている。各商店街にあつては、地域において必要な存在として、人々が安全・安心に集える「まちの顔」としての機能を維持していくための方策を検討しているところであり、県においては市町とともに、そうした取組を支援していただきたい。

また、商店街にあつては、データマーケティングや決済システムの構築等の実施により集客力向上、体質強化を図るとともに、増加する空き店舗の活用を促進する対策や老朽化したアーケード、街路灯・駐車場等の公共的施設の補修・整備、撤去等行う必要があるが、その費用負担は財政基盤が脆弱な商店街等にとっては大きな負担となっている。

については、こうした商店街等の取組に対し、市町と一体となって、ハード・ソフト両面にわたる支援策を拡充・強化していただきたい。

(3) 企業組合に対する支援の拡充

《継続》

「企業組合」は、4人以上の個人が資本と労働力を持ち寄り設立できる組合であり、コミュニティビジネスや地域振興に関わる取組の実施など、その活動範囲は広い。

本県では、農産物加工等を行う女性グループを中心に、37組合(令和7年8月末現在、中央会会員)と、西日本各府県では最も多く設立されており、令和3年10月には、地域資源活用型の企業組合による連絡協議会を設立し、ネットショップの構築や各地の物産展への出店等、連携して販路拡大等に取り組んでいるところである。

また、地域資源を活用した観光サービスや地域の課題を解決する社会福祉サービスに取り組む、新たな創業スタイルとしての企業組合の設立も増えてきているところである。

これら企業組合は、地域の資源を活用し地域の振興に大きく寄与しているものの、組合員の高齢化等その活動に様々な課題も生じてきていることから、地域と一体となった事業維持の体制づくりや人材確保・育成、販路開拓に対する支援を拡充・強化していただきたい。

(4) 特定地域づくり事業協同組合の設立及び運営支援

《継続》

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口の急減に直面している地域において、地域づくりの担い手である人材が安心して活躍できる環境を整備することを目的に、令和2年6月に施行され、既に全国では令和7年9月1日時点で127組合が認定されている。

中小企業による協同の力と地域の力、人材力を活かす連携の枠組みにより、過疎地域の人手不足・安定的な雇用創出やUJIターン等地方移住の受け皿として期待が高く、全国的に地域振興策として認知度が高まっており、本県においても、令和3年度に萩地域において初めて発足して以降、現在では、山口市徳地地域、下関市豊北地域を加えた3地域において設立されている。

県においては、専門家派遣等事業をはじめ特定地域づくり協同組合の設立支援を進めていただいているところであるが、さらに積極的に市町や事業者の取り組みを促進し、中央会との連携の下、設立を強力に推進していただくとともに、設立後の運営についても、安定した財政基盤の確立のための市町と連携した各種支援措置を講じていただきたい。

6 中小企業組合等連携組織の活用と支援の拡充強化

(1) 事業環境の変化への対応を後押しするための組合等連携組織への支援 《継続》

中小企業・小規模事業者が、人手不足や事業承継、生産性向上などの直面する課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織による共同の取組が重要となっており、地域経済に果たす役割は極めて大きい。

こうした連携を通じた取組は、団体協約による価格転嫁の促進や組合・組合員の所有する遊休資産の有効活用につながるとともに、デジタル化、DX、脱炭素化の取組、官公需の推進、災害時のインフラ機能の確保など、その施策を効果的に発揮することが期待できる。

については、各種施策の実施に当たり、波及効果がより大きくなるとされる中小企業組合連携組織を重視していただくとともに、中小企業者等が事業環境変化に対応し、持続的に地域経済を支えていけるようその取組を後押しするために、中小企業組合の設立や事業運営への支援を拡充強化していただきたい。

(2) 中小企業団体中央会の指導體制・支援機能の拡充強化 《継続》

中央会は、法に位置付けられた県内唯一の中小企業連携支援機関であり、県下全域のあらゆる業種における組織化・設立・運営支援を行うとともに、組合等を通じ個社の新商品・新サービス開発、販路開拓、人材確保・育成、生産性向上、事業承継や、新たな経営課題に対して必要な支援策を提示するなど、組合・組合員企業等に寄り添った活動を行っている。

中小企業等を取り巻く経営環境が非常に厳しい中、こうした支援機能を持つ中央会に求められる役割は、従前にも増して大きくなっているが、一方では、県に準じた職員給与の引上げや高年齢者雇用の義務化等への対応も求められる中、県からの補助金は十分ではなく、今後、支援ニーズに応えていける指導力を維持していけるか危惧される状況にある。

については、中央会がその役割を果たし、組合等連携組織を通じた中小企業・小規模事業者の支援業務に迅速に対応していくためには、中央会と指導員の活動を質的・量的に強化する必要があることから、中央会に対する予算について、人件費・事業費ともに安定的な確保とさらなる拡充を図っていただきたい。